

◆地区民生委員児童委員協議会の取組

民生委員児童委員、主任児童委員で構成し中学校区ごとに組織される地区民協では、次の取組方針を掲げて活動を推進します。

<p>東山地区民協</p> <p>①住民の安全、安心な暮らしに貢献 ②災害時要援護者の支援体制の充実 ③より住みよい町づくり</p>	<p>安祥地区民協</p> <p>①ひとり暮らし高齢者や障害のある人への支援 ②災害時一人も見逃さない運動の推進 ③地域における子育て支援</p>
<p>中部地区民協</p> <p>①災害時要援護者の支援体制の充実 ②町内会、町内福祉委員会との協働による地域での見守り活動、支援活動の充実 ③愛の一声、声かけ、あいさつ運動の実践</p>	<p>西部地区民協</p> <p>①要援護者、ひとり暮らし高齢者の見守り活動の強化 ②災害時一人も見逃さない運動の推進 ③子どもの安全、安心を見守る活動の推進</p>
<p>作野地区民協</p> <p>①災害時要援護者の支援体制の充実 ②町内福祉委員会との協働による支援活動の充実 ③地域におけるあいさつ、声かけ運動の実践</p>	<p>明祥地区民協</p> <p>①災害時要援護者の支援体制の充実 ②関係機関との連携による地域課題解決の推進 ③地域との連携の推進</p>
<p>中央地区民協</p> <p>①安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献 ②子どもを守る取組みを推進 ③災害時要援護者の支援体制の確立</p>	<p>桜井地区民協</p> <p>①災害時一人も見逃さない運動の推進 ②ひとり暮らし高齢者の孤立防止活動の推進 ③明るい地域・安全安心なまちづくり運動</p>

◆関係団体・福祉事業者の今後の取組みと支援

地域見守り活動などの地域福祉活動をより確かなものにしていくためには、町内福祉委員会だけでは対応できない課題については、福祉事業者、ボランティア等の関係団体、NPOなどの民間組織の力との連携・協働によって対応していく必要があります。

市と市社協は、次の事業などを通じて関係団体や福祉事業者のみなさんの地域福祉活動への取組みを支援します。

- ①連携、協働のための福祉関係団体調査
- ②福祉事業者、関係団体等の交流会事業
- ③交流会フォローアップ事業



発行日：平成26年3月

編集・発行：

安城市 福祉部 社会福祉課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL(0566)71-2223(ダイヤルイン) FAX(0566)74-6789



社会福祉法人安城市社会福祉協議会

〒446-0046 安城市赤松町大北78番地4

TEL(0566)77-2941(代表) FAX(0566)73-0437(代表)

